

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は次頁にあります。回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 麻薬は14日分の投与制限がありますが、特殊な事情がある場合は30日分まで投与することが可能なのでしょうか。特殊な事情があっても麻薬は14日分を超えて投与することはできないと思いこんでいましたが、先日、関連書籍を見ていたら「特殊な事情がある場合、1回30日分を限度として投与して差し支えない」との記述があり、迷いが生じてしまいました。(静岡県 匿名希望)

A 麻薬であるか否かにかかわらず、1回の投与量が14日分を限度とされている内服薬および外用薬は、長期の旅行など特殊の事情がある場合に限り、必要最小限の範囲において1回30日分を限度として投与することが認められています。

医薬品の投与期間については、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」(昭和32年4月30日、厚生省令第15号)で規定されています。そして、その具体的な内容は「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」(平成18年3月6日、厚生労働省告示第107号)において、1回14日分、30日分、90日分を上限とすると決められており、①麻薬、②向精神薬(一部を除く)、③薬価収載の日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内の新医薬品——については、1回の投与上限が14日分となっています。

ただし、長期の旅行のほか、年末年始、ゴールデンウィークなどのような「特殊の事情がある場合」であって、必要が認められる場合には、「旅程その他の事情

を考慮し、必要最小限の範囲において、1回30日分を限度として投与して差し支えないものとする」ということが、厚生労働省の通知により示されています(平成14年4月4日、保医発第0404001号)。この取り扱い、麻薬であるか否かなど、医薬品の種類によって違いがあるわけではありません。

また、そのような「特殊の事情がある場合」には、処方せんの備考欄に「その理由」が記載されることになっていますので、必ず調剤報酬を保険請求する際には、調剤レセプトの摘要欄に「その理由」を転記することを忘れないようにしてください。

Q 一包化加算の対象患者について質問があります。先日、若年のパーキンソン患者の処方せんについて一包化を行ったのですが、レセプトが返戻されてしまいました(処方せんには「一包化せよ」との指示あり)。返戻理由を確認したところ、「脳疾患等の患者については若年でも認めるが、それ以外については、処方せんに一包化の指示があったとしても、一包化加算の算定は認めない」とのことでした。一包化加算の算定要件を確認しても、患者の年齢については何も明記されていないのですが、どのように考えればよいのでしょうか。(鹿児島県 匿名希望)

A 一包化加算の算定にあたっては、患者の年齢は一切関係ありません。

一包化加算は、内服薬調剤料の加算として位置付けられており、その目的は、①多種類の薬剤が投与され



ている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ・飲み誤りを防止すること、または、②心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮すること——であり、いずれも処方医の了解が必要です。

当初(過去)は「老人調剤報酬点数表」に設けられていた加算であったため、老人保健(当時)の患者が対象でしたが、現在は「調剤報酬点数表」(後期高齢者医療制度も同じ)の中に設けられていますので、年齢の

違いによる規定は存在しませんし、算定要件の中にもそのような記述は一切ありません。

したがって、処方医による一包化の指示があり、かつ、前述の①または②の算定要件に該当する患者でなければ算定できないことは当然ですが、年齢や疾患の違いによって算定の可否を判断するものではありませんので、いま一度、審査支払機関へ返戻内容について確認されてはいかがでしょうか。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できない事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎

してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270